

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

愛知県人事委員会



7 人 委 第 4 1 8 号

令和 7 年 1 0 月 6 日

愛知県議会議長 川 嶋 太 郎 殿
愛 知 県 知 事 大 村 秀 章 殿 (各通)

愛知県人事委員会委員長 入 谷 正 章

職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告

第1 報告及び勧告の基本原則.....	1
第2 職員の給与について.....	1
1 給与に関する報告及び勧告の考え方.....	1
2 民間給与との比較方法の見直し.....	1
(1) 国における比較方法の見直し.....	1
(2) 本委員会の考え方.....	2
3 職員給与の状況.....	3
4 民間給与の状況.....	4
(1) 職種別民間給与実態調査.....	4
(2) 調査の実施結果.....	4
5 職員給与と民間給与との比較.....	6
(1) 月例給.....	6
(2) 特別給.....	6
6 賃金・雇用情勢等.....	7
7 国家公務員の給与等.....	8
8 職員給与の改定等.....	8
(1) 本年の職員給与の改定.....	8
(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等.....	10
(3) 教員給与の取扱い.....	10
第3 公務員人事管理について.....	11
1 人材の確保・育成について.....	11
(1) 人材の確保.....	11
(2) 人材の育成.....	12
(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進.....	13
(4) 多様な人材の活躍促進.....	14
2 勤務環境の整備について.....	14
(1) 総勤務時間の縮減.....	14
(2) 多様で柔軟な働き方の推進.....	15
(3) 仕事と生活の両立支援の拡充.....	16
(4) 職員の健康保持.....	16
(5) ハラスメントの防止.....	17
3 公務員倫理の徹底について.....	17
第4 勧告実施の要請.....	18

別紙第2 勧告

1 改定の内容.....	23
2 改定の実施時期等.....	24

参考資料

別紙第1

報 告

第1 報告及び勧告の基本原則

人事委員会の報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有している。適正な処遇を確保することは、職員の士気を高く保持するとともに、労使関係の安定や公正かつ能率的な行政運営推進の基盤である。

このような基本認識の下、本委員会は、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与等、職員の勤務条件を決定する諸条件について調査及び検討を行い、その結果を踏まえ報告・勧告を行うものである。

第2 職員の給与について

1 給与に関する報告及び勧告の考え方

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施し、その結果に基づき職員給与と民間給与との比較を行い、その均衡を図ること（民間準拠）を基本とし、国及び他の地方公共団体の職員の給与等も考慮の上、報告・勧告を行っている。

民間準拠を基本とすることは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること等から、その給与水準は、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるためである。

2 民間給与との比較方法の見直し

(1) 国における比較方法の見直し

国・地方を問わず、公務員の給与は、公務員の給与水準を民間企業従業員

の給与水準と均衡させることを基本に、公務と民間の同種・同等の者同士を比較するという原則の下で、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較を行うラスパイレス方式により決定されてきた。この比較方法は、適宜見直しを行いながら、長年の経緯を経て公務員の給与決定方法として定着しているものであるが、国においては、本年の人事院の報告及び勧告により、この比較対象企業規模を始めとする官民給与の比較方法について見直しを行うこととされた。

これは、人事院の「人事行政諮問会議」が令和7年3月の最終提言において、公務全体の人材確保のため官民給与比較手法の見直しに言及したことを踏まえたものであり、人事院は本年の報告の中で、官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるとした上で、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、官民給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に引き上げることとした。

あわせて、官民の給与比較における対応関係のうち、東京都特別区に所在する企業規模500人以上の本店従業員と対応させている本府省職員の取扱いについて、本府省の業務の特殊性・困難性の一層の高まりや人材獲得上の競合関係などを考慮し、東京都特別区に所在する企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員と対応させることとされた。

また、総務省は、本年の人事院の報告及び勧告を受け、公民比較における較差算定の取扱いとして、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上とするよう、各都道府県及び政令指定都市に対して助言している。

(2) 本委員会の考え方

前述のとおり、国家公務員における官民給与の比較方法の見直しは、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提に、公務の職務・職責を重視する観点から実施されたものである。

本県においても、民間における旺盛な採用意欲などの影響により人材獲得競争が激しさを増す中で、県政を取り巻く環境の変化に的確に対応できる多様な有為な人材を継続的に確保していく必要があるため、人事院と同様の観

点から、比較対象企業規模について、従来の50人以上から100人以上に引き上げることとする。

なお、国においては、官民の給与比較における対応関係のうち、本府省職員の取扱いについても見直しを行うこととしているが、本県における民間給与との比較においては、従来から勤務公署の区分に応じた取扱いを設定しておらず、見直しは必要ないものとする。

(参考資料 第23表 参照)

また、特別給の比較方法について、人事院は、月例給の比較対象企業規模との整合性を考慮し、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とするよう見直すこととしており、本県においても、人事院と同様に、特別給の比較対象とする企業規模を従来の50人以上から100人以上に引き上げることとする。

本委員会は、職員の給与水準について、今後も社会一般の情勢に適応した適正な水準が維持されるよう、引き続き民間給与との比較方法の在り方等について研究を行っていく必要があると考える。

3 職員給与の状況

本委員会が、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の適用を受ける職員について実施した「令和7年職員給与実態調査」によると、本年4月現在の職員の数は55,702人であって、その平均年齢は39.8歳、平均経験年数は17.4年となっている。

民間給与との比較は、行政職給料表の適用職員（9,263人、平均年齢40.8歳、平均経験年数18.5年）について行っているが、同表適用職員の本年4月現在の平均給与月額(*1)は392,981円、警察官、教員等を含めた全職員では424,830円となっている。

また、職員の給与水準を国家公務員と比較すると、令和6年4月現在のラスパイレス指数(*2)は101.0となっており、諸手当を除いた本給では、職員が国家公務員を1.0ポイント上回っているが、本給に諸手当を加えた令和7年4月現在の平均給与月額では、職員が国家公務員を21,499円（5.5%）下回っている(*3)。こうしたことから、給与水準の比較を行う場合には、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を加えた平均給与月額との比較も必要である。

- (※1) 平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。
- (※2) ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給月額（諸手当を除いた本給）を100とし、これに相当する本県職員の給料月額を学歴別、経験年数別に比較したものである。
- (※3) 本年4月現在の、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の平均給与月額414,480円と、本県の行政職給料表の適用職員の平均給与月額392,981円を比較した。

（参考資料 第1表、第3表及び第13表 参照）

4 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、名古屋市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所4,086（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した543の事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種26,141人を対象とし、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や特別給の支給状況等を調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、76.5%となっている。

なお、前述のとおり、民間給与との比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

（参考資料 令和7年職種別民間給与実態調査の概要 参照）

(2) 調査の実施結果

「令和7年職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況について、企業規模100人以上の事業所を対象として集計を行った結果は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用があつた事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で78.3%、高校卒で57.2%となっている。そのうち、初任給

について、増額した事業所の割合は、大学卒で85.7%、高校卒で89.6%であり、据え置いた事業所の割合は、大学卒で14.3%、高校卒で10.4%となっている。

民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	78.3 %	(85.7) %	(14.3) %	(-) %	21.7 %
高 校 卒	57.2	(89.6)	(10.4)	(-)	42.8

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定の状況

一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は77.5%、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.6%となっている。

また、一般の従業員（係員）に対し、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は95.5%となっており、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は38.7%、減額となっている事業所の割合は4.8%となっている。

なお、課長級の従業員については、次の表のとおりである。

民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	77.5 %	0.9 %	1.6 %	20.0 %
課 長 級	71.2	1.1	1.6	26.1

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	95.5	95.5	38.7	4.8	52.0	0.0	4.5
課 長 級	84.6	84.1	35.3	3.2	45.6	0.5	15.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

5 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員、民間においてはこれに相当する職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員構成を基礎とする比較（ラスパイレス方式）を行ってきた。

本年4月分の給与について、職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を12,181円（3.10%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－② $\left(\frac{①-②}{②} \times 100\right)$
405,162円	392,981円	12,181円 (3.10%)

(注) 民間給与との比較方法の見直しを行わなかった場合の較差は、10,482円（2.67%）である。

(2) 特別給

本委員会は、「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、民間における特別給（ボーナス）の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較してきた。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額4.65月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給

割合を0.05月分下回っている。

職員の期末手当及び勤勉手当と民間の特別給との較差

		下半期	上半期
民間の 特別給の 支給状況	平均所定内給与月額 A	419,491円	449,006円
	特別給の支給額 B	936,188円	1,086,697円
	特別給の支給割合 B/A	2.23月分	2.42月分
	年間の支給割合 ①	4.65月分	
職員の期末手当及び勤勉手当 の年間の平均支給月数 ②		4.60月分	
較差 ①－②		0.05月分	

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 民間給与との比較方法の見直しを行わなかった場合の民間の年間の支給割合は、4.62月分である。

6 賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査地方調査結果」（愛知県県民文化局、事業所規模30人以上）によると、本年4月の所定内給与及びきまって支給する給与（所定内給与と所定外給与を合わせた給与）は、それぞれ昨年4月に比べ0.9%及び1.1%増加している。

「労働力調査地方集計結果」（愛知県県民文化局）によると、本年4月から6月までの本県の完全失業率は、昨年同期の水準と比べ、0.1ポイント低下して2.3%となっている。

本年4月の本県の有効求人倍率（愛知労働局）は、昨年4月から0.04ポイント上昇して1.35倍（季節調整値）となっている。

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では3.6%、名古屋市では3.5%上昇している。

本委員会が総務省の全国消費実態調査及び家計調査を基に算定した本年4月の名古屋市における標準生計費は、1人世帯で150,610円、2人世帯で191,150円、3人世帯で222,260円、4人世帯で254,660円となっている。

（参考資料 第24表及び第25表 参照）

7 国家公務員の給与等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、本年の民間給与との比較による月例給及び特別給の引上げ等について報告し、一般職の職員の給与に関する法律等の改正について勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。それらの概要は別添のとおりである。

8 職員給与の改定等

(1) 本年の職員給与の改定

職員給与決定の基礎的な諸要素となる民間給与の実態、生計費等の状況及び人事院の報告・勧告の概要は、以上述べたとおりである。

職員給与は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとする地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づいて決定されるべきものであり、本委員会は、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、職員給与と民間給与との均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

本委員会は、これらの状況を総合的に勘案した結果、職員の給与について、次のとおり改定を行うことが必要であると考ええる。

ア 月例給

前記5(1)のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を12,181円(3.10%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要があると考える。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要があると考える。

(給料表)

給料表については、人事院が初任給を始め若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る俸給月額の引上げを勧告したことを踏まえ、人事院が勧告した俸給表の各号俸の額に、一定率を乗ずることを基本として改定する必要があると考える。

なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育

職参考モデル給料表を参考に改定する必要があると考える。

（初任給調整手当）

医師等に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定する必要があると考える。

（特地勤務手当等）

人事院は、著しく不便な地に所在する特地官署に勤務する職員に支給される特地勤務手当について、地域手当との調整措置を令和7年4月に遡及して廃止することとした。

本県においても、特地勤務手当及びへき地手当について、地域手当との調整措置を講じているところであり、人事院の報告内容等を考慮して改定する必要があると考える。

イ 特別給

前記5(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。

本委員会は、期末手当及び勤勉手当の改定に当たっては、人事院と同様に0.05月単位で改定しており、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする必要があると考える。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める必要があると考える。

また、指定職給料表適用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要があると考える。

ウ 通勤手当

人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、令和7年4月に遡及して距離区分ごとの支給額を改定するとともに、令和8年4月からは距離区分の上限を「100km以上」に引き上げることとし、あわせて駐車場等の利用に関する通勤手当を新設することとした。

自動車等使用者に対する通勤手当について、本県における民間の支給状

況は別表のとおりであり、本県においても、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮して改定する必要があると考える。

また、人事院は、月の途中に採用された職員等の通勤手当について、人材確保の困難性が高まる中で、適時適切に支給していく必要があることから、採用日等から支給できるよう所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することとしたところであり、本県においても、人事院の報告内容を踏まえて対応を検討する必要があると考える。

エ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととした。

本県においても、人事院勧告の内容を考慮して改定する必要があると考える。

オ 月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、一般職の国家公務員には最低賃金法の規定が適用されないとした上で、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から新設することとした。

本県においても、地方公務員法の規定により、職員に最低賃金法の規定は適用されないが、人事院の報告及び勧告の内容等を踏まえて対応を検討する必要があると考える。

(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、本年の報告において、優秀な人材の確保に向けた取組として、採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい水準が確保された給与体系となるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしている。この見直しについて人事院は、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告することとしており、本県においても、今後の国の動向を注視する必要があると考える。

(3) 教員給与の取扱い

本年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置

法等の一部を改正する法律が公布され、教職調整額の段階的な引上げや義務教育等教員特別手当の校務類型に応じた支給など、高度専門職にふさわしい処遇や職務や勤務の状況に応じた処遇の実現に向けた措置を令和８年１月から実施するとともに、令和８年４月からは、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う新たな職として、主務教諭を置くことができるとされた。

教職調整額については、従来から法律に規定された内容を基にその制度を定めているところであり、改正法の内容に準じて改定する必要があると考える。

また、教職調整額の引上げに伴い、教職調整額の支給対象とならない校長、教頭等の給料についても、全国人事委員会連合会が作成した教育職モデル給料表を参考に改定する必要があると考える。

なお、新たな職である主務教諭の設置や義務教育等教員特別手当の改定等の教員給与の在り方については、改正法の内容や文部科学省における検討結果等を踏まえて、検討を進めていく必要があると考える。

第３ 公務員人事管理について

１ 人材の確保・育成について

(1) 人材の確保

社会経済状況や県民ニーズが変化する中、県政の諸課題に対して、スピード感を持って的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、職員としての能力や公務を担う責任感を備えた多様で有為な人材を継続的に確保していく必要がある。

しかしながら、本県の職員採用を取り巻く環境は、民間企業における旺盛な採用意欲や採用活動における一層の早期化の影響などにより、受験者数の減少や競争倍率低下の傾向にあり、人材の確保は厳しさを増している状況にある。

こうした環境の変化に対応するため、本委員会では、これまでも第１回職員採用試験の前倒し実施や、国家公務員総合職等行政実務経験者採用選考の新設など、任命権者と連携して試験制度の見直し等を行ってきた。本年度は、

民間企業の採用選考等で広く利用されている適性検査（SPI3）を活用した試験区分を第1回職員採用試験の行政職に新設するとともに、高等専門学校卒業者を主な対象とした土木職採用試験を新たに実施したほか、社会人採用試験及び警察官採用試験の受験年齢を拡大したところである。来年度は、第1回職員採用試験の土木職においても、SPI3を活用した試験区分を新設することとしているが、引き続き、国や他の地方公共団体及び民間企業の動向を注視しつつ、これまで実施してきた試験制度を不断に検証し、更なる見直しを図る必要があると考える。

また、多様で有為な人材を確保するためには、若年層の給与水準を引き上げて採用市場における競争力を向上させるとともに、より多くの者に本県の受験を選択してもらうことが重要である。

そのため、本委員会では、本県の魅力、仕事のやりがい、キャリア形成につながる幅広い仕事、職員の「休み方改革」の推進など働きやすい勤務環境等について、職員採用情報ウェブサイトを始め、動画コンテンツ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）など多様な手段を用いて広く情報発信を行うことで、志望意欲を喚起し、受験者の確保に努めてきたところである。また、採用活動の早期化が一層進んでいる昨今の情勢も踏まえ、新規学卒者が就職活動を開始する時期に合わせ、民間企業が主催する合同企業説明会に参加するなど、本県職員を就職先の一つとして早めに認知してもらえるような取組も進めているところであり、今後もこうした取組を充実させ、より多くの受験者の確保に繋げていく必要があると考える。

(2) 人材の育成

多様化・複雑化する県政の諸課題に的確に対応するためには、職員一人一人が専門能力を高めながら、更なる能力開発を図る必要がある。

本県では、「愛知県人材育成基本方針」に基づき、職員の意識改革を進め、専門能力を高めるとともに、個々の職員の力を束ねた組織力のより一層の向上を図り、組織全体として「人づくり」に向けた取組を推進することとしている。本年7月には、同方針に基づき、職員のエンゲージメント（職員の働きがい、組織に対する愛着）の向上につなげるため、仕事のやりがいや職場環境、組織運営等に対する意識調査として、「職員のエンゲージメントに関

する調査」を試行実施したところである。

また、同方針に基づくデジタル人材を育成するため、「愛知県職員デジタル人材育成計画」に基づき、専門的な知識の習得及び情報通信技術（ＩＣＴ）活用能力の向上を図るための研修を実施しているほか、民間企業等職務経験者採用試験において、ＩＣＴの試験区分で採用した職員を、高度な専門性を有するデジタル人材として、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）推進に活用しているところである。

さらに、昨年12月に策定した「あいち行革プラン2025」では、ｅラーニングやＩＣＴを活用したオンライン研修、環境変化に対応していくためのリスクリングに関する研修等、職員としての知識を習得するための研修を拡充することとしている。

本委員会としても、こうした取組を任命権者が積極的に実施し、管理監督者のリーダーシップの下で、組織を挙げて人材育成を促進していく必要があると考える。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績に基づいた人事管理を行うことが必要である。

現在、職員の主体的な職務の遂行及び能力の開発を促すことを目的として、人事評価制度が実施されており、評価者は面談や被評価者からの日常の報告、相談等を通じて、必要な指導・助言をした上で評価を行うとともに、評価結果のフィードバックを行い、被評価者の理解と納得を得て、適切な人事管理を行うとされている。

本県における人事評価制度は、公務の特殊性や多様性のため、各任命権者により活用状況は一樣ではないが、評価者・被評価者間で評価結果とその理由について十分にコミュニケーションを図ることで職員の理解と納得が得られるよう努めながら、管理監督者による人材育成やマネジメント力の向上のためのツールとしても積極的に活用し、引き続き適切な人事管理を推進していく必要があると考える。

また、本年４月には、行政職８級以上の管理職員等について、職責や能力・実績をより反映した処遇が確保されるよう、給料表等の見直しが行われ

たところであるが、人事評価の結果をこうした給与上の処遇により適切に反映することも必要であると考える。

(4) 多様な人材の活躍促進

組織の活力を維持・向上していくためには、多様な人材の活躍促進に向けた取組を推進していくことが必要である。

その中でも、女性職員の活躍促進については、各任命権者において、令和2年度に策定した特定事業主行動計画の中でより高い目標値を設定して、女性職員の積極的な登用などに着実に取り組んでいる。特に知事部局における課長級以上の管理職に占める女性の割合は本年度に目標を達成して、登用率・人数ともに過去最高となるなど、管理職や課長補佐級班長に占める女性の割合は着実に増加している。

また、民間企業等で有用な職務経験を積んだ者や、国家公務員等で行政実務の経験を積んだ者の採用のほか、かつて本県職員であった者の再採用（カムバック採用）などを引き続き実施することで、これらの人材が培ってきた知識や経験を活用し、組織の活力向上に貢献することが期待されている。

さらに、高齢期職員がこれまでに培った能力や経験を効果的に活用することができるよう、能力やモチベーションの維持・向上を図るとともに、障害者である職員が一層活躍できるよう、障害者に配慮した環境整備を行うなど、個々の職員が持てる力を十分に発揮しつつ、多様なワークスタイル・ライフスタイルを実現し、活躍できる組織の実現に向けて取組を推進していく必要があると考える。

2 勤務環境の整備について

(1) 総勤務時間の縮減

ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から、時間外勤務時間を始めとする総勤務時間の縮減は、重要な課題である。

業務改善に向けた取組については、知事部局等において「あいちDX推進プラン2025」に基づいて積極的にデジタル化・DXの推進を図っており、昨年度から生成AIツールが本格導入されるなど、総勤務時間の縮減につなが

る取組が進められているところである。

休暇取得を促進する取組については、知事部局等において令和５年度から年末年始等の大型連休における連続休暇の取得促進や「あいちマイ・ウィーク・プラン」として職員が希望する時期に連続休暇を取得しやすい環境を整備するなど「休み方改革」が進められている。

総勤務時間の縮減のためには、引き続き組織のトップが積極的なリーダーシップを発揮し、デジタル化・ＤＸの推進等による業務の効率化、職場の環境整備及び職員の意識改革に取り組むことが重要である。一方で、これらの取組を行っても長時間労働を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた適正な人員配置に努めることも重要であると考ええる。

なお、長時間の時間外勤務をせざるを得なかった職員への配慮については、医師による面接指導を行うこと等とされており、今後も確実に面接指導を受診させるなど、適切に対応する必要があると考える。

教員の長時間労働の縮減については、本年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校における働き方改革の更なる加速化のため、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対し、教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めること等が求められているところであり、本県においても、改正法の趣旨を踏まえ、適切に対応していく必要があると考える。

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方が可能となる環境を整備することは、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、その培った力を最大限発揮し、活躍することにつながるものである。

本県においては、本年４月から、職員の健康を確保し、組織パフォーマンスを向上させるため、勤務間インターバルの確保に係る努力義務が課されており、来年１月からは、勤務時間の総量を維持した上で１日の勤務時間を柔軟に割り振り、週１日を限度として勤務時間を割り振らない日を設定することができるフレックスタイム制が導入されることとなっている。さらに、知事部局等においては、同月から、在宅勤務の実施を可能とする場所が見直され、時間単位の在宅勤務を可能とする「ちょこっとワーク」が導入されるな

ど、より多様で柔軟な働き方を推進する取組が拡大されているところである。引き続き、人事管理や公務運営への影響等の課題も認識しながら、取組を進めていく必要があると考える。

(3) 仕事と生活の両立支援の拡充

仕事と生活の両立を支援するための環境を整備することは、職員がその能力を最大限に発揮し、着実にキャリアを形成していくために重要な課題である。

本県においては、これまで育児や介護を行う職員を支援する制度の充実を図ってきており、特に男性職員の育児休業については、昨年度の知事部局等におけるその取得率が令和5年度から更に上昇し84.5%となるなど、有効に活用されているところである。今後は、取得期間に係る新たな目標の設定について検討するなど、引き続き更なる制度の活用に向け積極的に取り組む必要があると考える。

また、本年4月から、子の看護等休暇の取得事由が拡大され、本年10月からは、育児休業制度における部分休業について、新たに1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの時間数に上限なく取得可能とする制度が設けられている。さらに、本年度から、職員の個々の事情を踏まえた両立支援制度の選択を支援するために、家族の介護の必要性が生じた職員等への両立支援制度に関する個別の周知等を行うことが義務付けられたところである。

今後とも、職員本人を始め職場の上司や同僚の意識改革とともに、職場全体でサポートする職場環境づくりを行うことなどにより、引き続き両立支援制度の一層の利用促進を図る必要があると考える。

(4) 職員の健康保持

職員が心身ともに健康な状態を保つことは、職員自身やその家族にとって必要であるばかりでなく、職員が高い士気を持ってその能力を十分に発揮し、公務を効率的かつ的確に遂行するという公務能率の面からも重要である。

本県においては、長期の療養休暇を取得する職員又は傷病を理由として退職する職員のうち、精神及び行動の障害を理由とする者の割合が依然として高い割合で推移しており、昨年度からストレスチェックの取組を一層強化し、高ストレス判定者に対して従来の医師による面接指導に加え、臨床心理士等

によるカウンセラーとの面談を実施しているほか、管理監督職員を対象としていた相談窓口を同僚からの相談も可能とすることによりラインケアの充実を図るなど、取組の拡大が図られているところである。このように、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）、メンタルヘルス不調の早期発見及び適切な措置（二次予防）、職場復帰支援等（三次予防）のそれぞれの観点から取組を進め、引き続きメンタルヘルス対策のより一層の充実を図る必要があると考える。

また、定年の引上げに伴い高齢期職員の更なる増加が見込まれることも踏まえ、高齢期職員の健康対策の充実を図ることも重要であると考え。

(5) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの各種ハラスメントの防止は、良好な職場環境、公務能率の維持、職員の心身の健康保持の観点から重要な課題である。

とりわけ、社会全体で関心が高まっているカスタマーハラスメントへの対策について、本県においては、本年7月に「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」が公布され、10月から施行された。同条例においては、行政サービスの利用者等による言動も、職員の業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超え、かつ、職員の就業環境を害するものである場合にはカスタマーハラスメントに該当することとされており、このような言動に対しては、職員保護の観点から組織的な対応が求められる。任命権者においては、職員の就業環境が害されることのないよう、体制の整備その他の措置を講じる必要があると考える。

本県においては、これまで管理監督者への意識啓発など、各種ハラスメントの発生防止に向けた取組の充実を図ってきたところであるが、これらに加え、ハラスメントが起きた場合に迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに向けた取組も重要であると考え。

3 公務員倫理の徹底について

職員は、全体の奉仕者として公正に職務を執行するとともに、高い倫理感を持って行動し、県民からの信頼に応えていく必要がある。

各任命権者においては、これまでも職員倫理週間の設定やコンプライアンス研修の実施など、厳正な服務規律の確保に向けて様々な取組を進めてきたところであるが、職員による不祥事は依然として後を絶たず、本年度においても懲戒処分事案が立て続けに発生するなど、県民の信頼を著しく損なう事態が生じている。

不祥事を防止するには、職員一人一人が公務員としてのコンプライアンス意識を高く保ち、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚することが重要であるため、任命権者において様々な機会を捉えて服務規律の徹底を図り、日頃から職員と接している管理監督者のリーダーシップの下で、組織を挙げて取り組んでいく必要があると考える。

第4 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているもので、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき職員の給与その他の勤務条件について適正な処遇を確保するためのものである。

本委員会は、これまで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準に維持するために勧告を行ってきたところであり、この原則が正しく適用されることが公務の公正かつ効率的な運営に資するものであると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告が速やかに実施されるよう要請するものである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

(出典) 人事院「令和7年 人事院勧告・報告の概要」より

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、**官民給与の比較対象を見直し**
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い**本府省業務調整手当を拡充**
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、**在級期間に係る制度を廃止**

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
- ・ 自己実現や社会貢献につながるような**兼業制度(自営兼業)の見直し**
- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための**無給休暇の導入**

【R7年度から実施】

【R8年度から施行】

【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

【R8年度から実施】

【R8年度から実施】

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

(出典) 人事院「令和7年 人事院勧告・報告の概要」より

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

〔令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較〕〔令和7年4月実施〕

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%〔+12,000円〕) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%〔+12,000円〕)
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%〔+12,300円〕)

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

令和7年 人事院勧告・報告の概要

(出典) 人事院「令和7年 人事院勧告・報告の概要」より

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をもとに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地域勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

別表 民間における通勤手当の状況

その1 自動車等使用者に対する距離段階別定額制における支給月額

距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,544円	7,593円	13,944円	20,226円	26,918円	33,970円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	40,375円	47,661円	55,386円	61,670円	67,113円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る手当の支給月額

3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
5.0 %	10.0 %	6.5 %	29.3 %	3.6 %	6.4 %	2.3 %	0.0 %
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
15.5 %	21.4 %						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制、制限支給制又は一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあっては、最高支給月額。

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛知県条例第63号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年愛知県条例第58号）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛知県条例第55号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 民間給与との較差に基づく改定

ア 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当及び宿日直手当

人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.0625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125 月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

期末手当の支給割合を 1.0625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.2625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を 0.675 月分とし、勤勉手当の支給割合を

1.075 月分とすること。

(エ) 任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(オ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 0.9625 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.8875 月分とすること。

(2) 教職調整額等の改定

ア 教職調整額

教職調整額について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）の規定に準じて改定すること。

イ 給料表

教育職給料表(一)の備考(二)及び教育職給料表(二)の備考(二)に規定する給料月額に加算について、対象を職務の級が 3 級又は 4 級である職員で人事委員会規則で定めるものとし、加算する額を以下のとおりとすること。

(ア) 教育職給料表(一)

職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるもの
31,400 円

職務の級が 4 級である職員で人事委員会規則で定めるもの
23,500 円

(イ) 教育職給料表(二)

職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるもの
32,500 円

職務の級が 4 級である職員で人事委員会規則で定めるもの
24,800 円

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(1)のウについては同年 6 月 1 日から、(2)については令和 8 年 1 月 1 日から実施すること。

(2) 給料月額に加算に係る特例措置

令和 8 年 1 月 1 日から令和12年12月31日までの間における、教育職給料表(一)の備考(二)及び教育職給料表(二)の備考(二)に規定する給料月額の加算額については、1 の(2)イ中「31,400円」とあるのは「31,400円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「23,500円」とあるのは「23,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「32,500円」とあるのは「32,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「24,800円」とあるのは「24,800円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	200,400	247,700	282,800	317,100	340,500	375,500	430,700	483,100	537,700	580,500
	2	201,600	249,100	283,900	318,700	342,300	377,200	432,600	488,500	544,600	587,700
	3	202,800	250,500	284,900	320,100	344,200	378,900	434,600	493,500	549,800	593,700
	4	203,900	251,900	285,900	321,500	345,900	380,500	436,400	498,200	554,100	598,700
	5	205,000	253,400	286,900	323,000	347,600	382,100	438,200	502,300	557,600	602,800
	6	206,800	254,800	288,000	324,100	349,400	384,000	440,100	505,800	560,900	605,700
	7	208,400	256,200	288,900	325,100	351,100	385,500	441,900	508,800	563,900	608,200
	8	210,100	257,700	289,900	326,400	352,800	387,200	443,800	511,300	566,400	610,100
	9	211,600	259,100	290,900	327,600	354,400	388,500	445,400	513,400	568,500	
	10	213,300	260,300	292,000	329,200	356,100	390,100	446,900			
	11	215,000	261,700	293,000	330,900	357,900	391,800	448,500			
	12	216,600	263,000	294,000	332,500	359,500	393,300	450,000			
	13	218,200	264,200	295,000	333,900	361,100	395,300	451,600			
	14	219,900	265,400	296,400	335,600	362,700	397,200	452,900			
	15	221,600	266,700	297,700	337,200	364,300	399,100	454,200			
	16	223,400	267,900	298,900	338,800	365,900	401,000	455,400			
	17	224,600	269,000	300,100	340,300	367,300	402,500	456,700			
	18	226,200	270,200	301,500	342,000	369,000	404,400	458,000			
	19	227,900	271,300	302,700	343,700	370,700	406,100	459,300			
	20	229,400	272,400	303,900	345,300	372,300	407,700	460,600			
	21	230,900	273,300	305,000	346,700	373,400	409,500	461,800			
	22	232,600	274,400	306,200	348,500	375,000	410,900	462,600			
	23	234,200	275,400	307,400	350,200	376,500	412,300	463,400			
	24	235,900	276,400	308,700	351,800	378,100	413,800	464,200			
	25	237,500	277,400	310,100	353,100	379,800	415,200	464,900			
	26	239,200	278,300	311,100	355,000	381,600	416,400	465,500			
	27	240,600	279,200	312,100	356,800	383,300	417,700	466,100			
	28	241,900	280,100	313,100	358,400	385,000	418,700	466,700			
	29	243,200	280,900	314,300	359,900	386,400	419,800	467,400			
	30	244,400	281,700	315,500	361,600	387,800	421,000	468,200			
	31	245,500	282,500	316,600	363,200	389,000	422,200	468,600			
	32	246,600	283,300	317,900	364,800	390,400	423,300	469,400			
	33	247,700	284,000	319,000	366,600	391,600	424,000	469,900			
	34	248,700	284,800	320,300	368,400	392,500	424,700	470,300			
	35	249,600	285,600	321,600	370,300	393,500	425,300	470,700			
	36	250,600	286,200	323,000	372,100	394,500	426,100	471,100			
	37	251,600	286,900	324,200	373,700	395,400	426,700	471,500			
	38	252,500	287,800	325,500	375,100	396,300	427,300	471,800			
	39	253,500	288,500	326,900	376,500	397,200	427,800	472,100			
	40	254,300	289,200	328,200	378,000	398,000	428,200	472,400			
	41	255,100	289,900	329,500	379,500	398,800	428,600	472,700			
	42	255,800	290,600	330,800	380,300	399,700	428,800	473,100			
	43	256,400	291,300	332,100	381,200	400,500	429,100	473,400			
	44	257,100	292,100	333,200	382,200	401,200	429,400	473,700			
	45	257,800	292,800	334,100	383,200	401,900	429,700	474,000			
	46	258,400	293,400	335,500	384,300	402,600	430,100	474,300			
	47	259,000	294,100	336,800	385,200	403,300	430,400	474,600			
	48	259,600	294,700	338,100	386,200	404,100	430,700	474,900			
	49	260,100	295,400	339,300	387,200	404,600	430,900	475,200			
	50	260,700	296,100	340,600	387,900	405,200	431,200				
	51	261,400	296,800	341,800	388,600	405,800	431,400				
	52	261,900	297,500	343,000	389,200	406,500	431,700				

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	262,300	298,000	344,400	389,600	406,900	431,900					
	54	262,700	298,600	345,400	390,200	407,500	432,200					
	55	263,000	299,200	346,500	390,800	408,100	432,500					
	56	263,300	299,900	347,600	391,600	408,700	432,800					
	57	263,600	300,600	348,400	391,900	409,100	433,000					
	58	263,900	301,200	349,300	392,600	409,700	433,300					
	59	264,200	301,800	350,000	393,300	410,300	433,600					
	60	264,500	302,500	350,800	393,900	410,800	433,800					
	61	264,800	303,100	351,600	394,200	411,200	434,000					
	62	265,100	303,700	352,100	394,700	411,700	434,400					
	63	265,400	304,200	352,600	395,400	412,200	434,700					
	64	265,800	304,800	353,300	396,000	412,900	434,900					
	65	266,100	305,300	354,100	396,300	413,200	435,100					
	66	266,400	305,900	354,800	396,900	413,600	435,400					
	67	266,700	306,400	355,500	397,600	413,900	435,700					
	68	267,000	307,000	356,100	398,200	414,300	435,900					
	69	267,300	307,400	356,700	398,600	414,600	436,100					
	70	267,600	307,900	357,300	399,100	414,900	436,400					
	71	267,900	308,400	357,800	399,800	415,200	436,700					
	72	268,200	309,100	358,400	400,300	415,400	436,900					
	73	268,500	309,600	358,700	400,800	415,600	437,100					
	74	268,800	310,000	359,200	401,400	415,900						
	75	269,100	310,300	359,500	401,800	416,200						
	76	269,400	310,600	359,900	402,100	416,400						
	77	269,700	310,800	360,300	402,500	416,600						
	78	270,100	311,100	360,900	403,000	417,000						
	79	270,400	311,300	361,400	403,400	417,300						
	80	270,700	311,600	361,900	403,800	417,500						
	81	271,000	311,800	362,200	404,300	417,700						
	82	271,300	312,000	362,600	404,800	418,000						
	83	271,600	312,300	363,000	405,200	418,300						
	84	271,900	312,500	363,400	405,600	418,500						
	85	272,200	312,800	363,700	405,900	418,700						
	86	272,500	313,000	364,100	406,400							
	87	272,800	313,400	364,500	406,800							
	88	273,100	313,700	364,900	407,200							
	89	273,400	314,000	365,200	407,500							
	90	273,700	314,300	365,600								
	91	274,000	314,600	366,000								
	92	274,400	314,900	366,400								
	93	274,700	315,100	366,600								
	94		315,300	366,900								
	95		315,600	367,300								
	96		316,000	367,600								
	97		316,200	367,900								
	98		316,500	368,300								
	99		316,800	368,700								
	100		317,200	369,100								
	101		317,400	369,700								
	102		317,800	370,100								
	103		318,100	370,500								
	104		318,400	370,900								
	105		318,600	371,400								
	106		318,900	371,800								
	107		319,200	372,100								
	108		319,500	372,400								
	109		319,700	372,800								
	110		320,000									
	111		320,400									
	112		320,700									

	113		320,900								
	114		321,100								
	115		321,400								
	116		321,900								
	117		322,100								
	118		322,300								
	119		322,600								
	120		322,900								
	121		323,200								
	122		323,400								
	123		323,700								
	124		324,000								
	125		324,300								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		205,000	233,200	275,900	297,000	312,900	339,800	383,700	418,900	473,400	557,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	230,900	252,400	276,000	315,500	352,300	374,400	406,100	443,400	491,200
	2	233,400	254,700	277,900	316,500	353,800	376,100	407,800	445,000	497,300
	3	235,900	256,900	280,100	317,400	355,200	377,800	409,500	446,500	502,300
	4	238,300	259,200	282,200	318,400	356,800	379,500	411,200	448,100	506,600
	5	240,700	261,500	284,300	319,000	358,300	381,100	412,800	449,600	510,700
	6	243,100	263,500	285,600	319,700	359,700	382,900	414,400	451,200	514,200
	7	245,600	265,500	286,900	320,300	361,100	384,500	416,000	452,700	517,200
	8	247,800	267,400	288,300	321,000	362,400	386,000	417,700	454,100	519,700
	9	250,100	269,200	289,600	321,600	363,700	387,600	419,200	455,200	522,000
	10	252,200	271,000	290,900	322,400	365,400	389,200	420,800	456,700	
	11	254,400	272,700	292,200	323,100	367,000	390,800	422,500	458,200	
	12	256,400	274,100	293,400	323,700	368,600	392,500	424,100	459,700	
	13	258,400	275,600	294,600	324,400	370,100	394,100	425,700	461,100	
	14	260,400	277,400	295,600	325,100	371,700	395,800	427,700	462,800	
	15	262,500	278,800	296,700	325,700	373,200	397,400	429,700	464,500	
	16	264,100	280,200	298,100	326,600	374,800	399,000	431,800	466,100	
	17	265,800	281,600	299,200	327,300	376,300	400,700	433,300	467,500	
	18	267,300	282,800	300,400	328,100	378,000	402,300	435,100	469,300	
	19	268,800	284,100	301,500	329,100	379,500	404,000	436,700	471,000	
	20	270,400	285,200	302,600	329,900	381,000	405,600	438,500	472,600	
	21	271,900	286,500	303,800	330,900	382,600	407,100	440,100	474,100	
	22	273,400	287,700	304,400	332,100	384,200	408,800	441,600	474,800	
	23	275,000	288,900	305,000	333,400	385,800	410,500	443,200	475,500	
	24	276,500	290,000	305,600	334,700	387,500	412,200	444,600	476,200	
	25	278,000	291,300	306,000	336,000	388,900	414,000	445,800	476,600	
	26	279,300	292,700	306,600	337,500	390,600	416,000	447,400	477,100	
	27	280,500	293,900	307,100	338,800	392,400	417,900	448,900	477,800	
	28	281,700	295,100	307,600	339,900	394,000	419,800	450,300	478,400	
	29	283,000	296,100	308,000	340,800	395,700	421,600	451,900	479,000	
	30	284,100	297,100	308,600	342,000	397,300	423,000	453,200	479,700	
	31	285,200	298,200	309,200	343,100	398,900	424,200	454,400	480,200	
	32	286,300	299,200	309,700	344,300	400,600	425,600	455,600	480,700	
	33	287,700	300,500	310,200	345,400	402,300	426,600	456,700	481,200	
	34	289,000	301,100	310,800	346,600	404,400	427,700	457,400	481,500	
	35	290,200	301,700	311,200	347,900	406,400	428,700	458,100	481,900	
	36	291,500	302,300	311,600	348,900	408,500	429,700	458,800	482,300	
	37	292,500	302,700	312,100	350,000	410,200	430,900	459,300	482,600	
	38	293,500	303,300	312,700	351,200	411,900	432,000	459,700	482,800	
	39	294,600	303,900	313,400	352,500	413,500	433,100	460,200	483,100	
	40	295,700	304,400	313,900	353,700	415,000	434,300	460,500	483,300	
	41	297,000	304,900	314,500	354,800	416,200	435,500	460,800	483,600	
	42	297,600	305,500	315,200	355,900	417,300	436,300	461,100	483,800	
	43	298,200	306,100	315,900	357,200	418,300	437,100	461,400	484,000	
	44	298,700	306,600	316,500	358,400	419,300	437,700	461,700	484,200	
	45	299,100	307,000	317,100	359,500	420,300	438,200	461,900	484,600	
	46	299,600	307,500	318,000	360,900	421,500	439,000	462,200	484,800	
	47	300,100	308,000	318,800	362,100	422,600	439,700	462,500	485,000	
	48	300,700	308,500	319,500	363,300	423,700	440,300	462,700	485,200	
	49	301,100	309,100	320,300	364,500	425,000	441,000	463,000	485,600	
	50	301,600	309,600	321,300	365,900	425,900	441,400	463,300	485,800	
	51	302,100	310,200	322,400	367,200	426,700	442,000	463,600	486,100	
	52	302,600	310,700	323,400	368,500	427,300	442,600	463,900	486,300	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	303,100	311,300	324,400	369,500	427,800	443,100	464,100	486,700
	54	303,700	311,900	325,500	370,800	428,500	443,500	464,500	486,900
	55	304,100	312,600	326,600	372,000	429,100	444,000	464,700	487,100
	56	304,600	313,300	327,600	373,200	429,900	444,500	465,000	487,300
	57	305,100	313,900	328,600	374,400	430,200	445,000	465,200	487,700
	58	305,600	314,700	329,700	375,700	430,900	445,500	465,500	
	59	306,100	315,500	330,900	377,100	431,600	445,900	465,800	
	60	306,500	316,200	332,000	378,600	432,100	446,300	466,000	
	61	307,000	317,000	332,800	379,900	432,500	446,700	466,200	
	62	307,400	317,900	333,900	381,400	432,900	447,000	466,500	
	63	307,900	318,700	335,100	383,000	433,400	447,400	466,800	
	64	308,300	319,600	336,200	384,400	433,900	447,700	467,100	
	65	308,900	320,400	337,100	385,600	434,500	447,900	467,300	
	66	309,400	321,200	338,200	387,100	434,900	448,200	467,600	
	67	309,800	322,100	339,400	388,400	435,400	448,500	467,900	
	68	310,200	322,900	340,500	389,800	435,900	448,700	468,200	
	69	310,700	323,800	341,500	391,000	436,400	448,900	468,400	
	70	311,100	324,600	342,600	392,200	436,900	449,200	468,800	
	71	311,500	325,500	343,900	393,400	437,500	449,500	469,100	
	72	312,000	326,500	345,100	394,600	438,000	449,700	469,400	
	73	312,500	327,100	345,800	396,000	438,500	449,900	469,600	
	74	313,000	328,000	347,100	397,200	439,100	450,200		
	75	313,700	328,900	348,500	398,400	439,500	450,500		
	76	314,100	329,700	349,800	399,600	439,700	450,700		
	77	314,600	330,300	351,000	400,700	440,000	450,900		
	78	315,100	331,300	352,500	401,900	440,500	451,200		
	79	315,700	332,200	353,900	403,000	440,800	451,600		
	80	316,300	333,200	355,300	404,300	441,100	451,800		
	81	316,800	334,100	356,700	405,400	441,400	452,000		
	82	317,300	335,200	358,300	406,000	441,800	452,300		
	83	318,100	336,100	359,800	406,500	442,200	452,600		
	84	318,700	337,100	361,400	407,000	442,600	452,800		
	85	319,300	338,000	362,800	407,600	443,000	453,000		
	86	319,900	339,000	364,300	408,300	443,400			
	87	320,600	340,100	365,900	408,900	443,800			
	88	321,300	341,100	367,300	409,500	444,200			
	89	322,100	342,000	368,600	409,800	444,500			
	90	322,800	343,300	369,900	410,300	444,900			
	91	323,500	344,600	371,100	410,800	445,300			
	92	324,200	345,800	372,400	411,300	445,700			
	93	324,700	347,000	373,800	411,700	446,000			
	94	325,600	348,400	375,300	412,100	446,400			
	95	326,600	349,600	376,800	412,700	446,800			
	96	327,400	350,800	378,300	413,200	447,300			
	97	328,100	352,100	379,600	413,600	447,600			
	98	329,000	353,400	380,800	414,100	448,000			
	99	329,900	354,600	381,900	414,600	448,400			
	100	330,900	355,800	383,200	415,000	448,800			
	101	331,800	357,300	384,300	415,300	449,100			
	102	332,800	358,200	385,400	415,700				
	103	333,800	359,200	386,500	416,100				
	104	334,700	360,300	387,700	416,400				
	105	335,600	361,500	388,900	416,700				
	106	336,200	362,600	389,400	417,300				
	107	336,800	363,600	390,000	417,800				
	108	337,400	364,600	390,600	418,300				
	109	337,900	365,900	391,300	418,600				
	110	338,400	366,900	391,800	419,100				
	111	338,800	367,900	392,200	419,600				
	112	339,400	368,800	392,700	420,100				

	113	340,200	369,800	393,100	420,400					
	114	340,800	370,700	393,500	420,900					
	115	341,500	371,600	394,000	421,500					
	116	342,100	372,600	394,500	422,000					
	117	342,700	373,700	394,900	422,400					
	118	343,500	374,100	395,500	422,900					
	119	344,200	374,700	396,100	423,300					
	120	344,900	375,300	396,600	423,800					
	121	345,500	375,600	396,800	424,200					
	122	345,800	376,000	397,300	424,700					
	123	346,300	376,400	397,800	425,100					
	124	346,800	376,800	398,200	425,700					
	125	347,100	377,200	398,700	426,100					
	126		377,600	399,200	426,600					
	127		378,100	399,800	427,000					
	128		378,500	400,300	427,500					
	129		378,900	400,600	427,900					
	130		379,300	401,100						
	131		379,700	401,600						
	132		380,100	402,100						
	133		380,300	402,400						
	134		380,800	402,900						
	135		381,100	403,300						
	136		381,400	403,700						
	137		381,700	404,100						
	138		382,100	404,500						
	139		382,700	405,000						
	140		383,200	405,500						
	141		383,500	405,800						
	142		384,000							
	143		384,500							
	144		385,000							
	145		385,300							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		261,500	273,800	278,400	311,800	329,500	344,500	369,200	406,400	440,100

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	217,900	266,000	398,600	475,700
	2	220,400	267,400	400,200	477,600
	3	222,800	268,800	401,600	479,400
	4	225,100	270,300	403,000	481,200
	5	227,400	271,700	404,500	483,000
	6	229,700	272,900	405,900	484,700
	7	232,000	274,100	407,400	486,700
	8	234,200	275,400	408,900	488,500
	9	236,500	276,700	410,200	490,200
	10	238,700	277,800	411,600	491,900
	11	241,000	279,000	413,200	493,500
	12	243,200	280,200	414,700	495,100
	13	245,500	281,500	416,000	496,600
	14	247,600	283,300	417,600	497,900
	15	249,800	285,000	419,100	499,400
	16	251,900	286,700	420,600	500,700
	17	254,100	288,500	422,100	501,900
	18	255,900	290,500	423,700	502,500
	19	257,700	292,800	425,300	503,100
	20	259,400	295,000	426,900	503,900
	21	261,100	297,300	428,100	504,500
	22	262,500	299,500	429,500	505,100
	23	263,800	301,800	431,000	505,700
	24	265,000	303,900	432,300	506,400
	25	266,300	306,000	433,900	507,000
	26	267,500	307,900	435,400	507,700
	27	268,700	309,900	436,700	508,300
	28	269,900	311,700	438,100	509,000
	29	271,100	313,600	439,600	509,600
	30	272,100	315,500	440,900	510,200
	31	273,200	317,300	442,400	510,800
	32	274,200	319,100	444,000	511,500
	33	275,400	320,800	445,600	512,200
	34	276,500	322,700	447,000	512,800
	35	277,700	324,400	448,700	513,400
	36	279,100	326,000	450,200	514,100
	37	280,300	327,700	452,000	514,700
	38	281,400	329,400	453,500	515,300
	39	282,600	331,300	455,100	515,900
	40	283,800	333,000	456,800	516,700
	41	285,100	334,300	458,300	517,300
	42	286,100	336,300	459,800	517,900
	43	287,100	338,100	461,100	518,500
	44	288,100	339,900	462,300	519,200
	45	288,700	341,500	463,500	519,800
	46	289,500	343,500	464,900	
	47	290,300	345,200	466,100	
	48	291,100	346,900	467,300	
	49	291,900	348,700	468,400	
	50	292,700	350,400	469,700	
	51	293,400	352,200	470,900	
	52	294,200	353,900	472,100	

	53	295,000	355,600	473,400
	54	295,800	357,000	474,600
	55	296,600	358,300	475,800
	56	297,400	359,600	477,000
	57	298,100	361,200	478,200
	58	298,700	362,800	478,800
	59	299,500	364,300	479,300
	60	300,400	366,000	479,800
	61	301,100	367,400	480,300
	62	301,700	369,000	480,900
	63	302,500	370,700	481,400
	64	303,100	372,100	482,000
	65	304,100	373,700	482,500
	66	305,000	375,300	483,100
	67	305,700	376,900	483,600
	68	306,400	378,500	484,100
	69	307,000	380,000	484,600
	70	307,700	381,600	485,200
	71	308,400	383,200	485,700
	72	309,200	384,700	486,300
	73	309,900	386,200	486,800
	74	310,600	387,900	487,400
	75	311,300	389,500	487,900
	76	311,800	391,100	488,400
	77	312,400	392,500	488,900
	78	313,000	393,900	
	79	313,800	395,400	
	80	314,400	396,700	
	81	314,900	398,000	
	82	315,500	399,400	
	83	316,200	400,800	
	84	316,900	402,100	
	85	317,600	403,200	
	86	318,400	404,700	
	87	319,100	406,000	
	88	319,700	407,300	
	89	320,400	408,600	
	90	321,200	409,900	
	91	322,100	411,000	
	92	322,900	412,200	
	93	323,400	413,500	
	94	324,200	414,600	
	95	325,000	415,800	
	96	325,800	417,100	
	97	326,500	418,500	
	98	327,200	419,500	
	99	328,000	420,500	
	100	328,700	421,600	
	101	329,500	422,500	
	102	330,300	423,500	
	103	331,300	424,600	
	104	332,100	425,800	
	105	332,700	426,500	
	106	333,500	427,400	
	107	334,300	428,300	
	108	335,200	429,200	
	109	335,900	430,100	
	110	336,300	430,900	
	111	336,600	431,700	
	112	337,100	432,500	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

	113	337,600	433,100		
	114	338,000	433,800		
	115	338,400	434,600		
	116	338,800	435,300		
	117	339,400	435,900		
	118	339,900	436,400		
	119	340,300	436,700		
	120	340,800	437,000		
	121	341,300	437,300		
	122	341,700	437,600		
	123	342,100	437,900		
	124	342,600	438,100		
	125	343,100	438,300		
	126	343,500	438,700		
	127	343,800	439,000		
	128	344,100	439,200		
	129	344,300	439,400		
	130	344,600	439,700		
	131	344,900	440,000		
	132	345,100	440,200		
	133	345,300	440,400		
	134	345,500	440,700		
	135	345,700	441,000		
	136	346,000	441,200		
	137	346,300	441,400		
	138	346,500	441,700		
	139	346,800	442,000		
	140	347,100	442,200		
	141	347,300	442,400		
	142	347,500	442,800		
	143	347,900	443,100		
	144	348,100	443,300		
	145	348,400	443,500		
	146	348,600	443,800		
	147	348,900	444,100		
	148	349,200	444,300		
	149	349,400	444,500		
	150	349,600	444,800		
	151	349,900	445,100		
	152	350,200	445,300		
	153	350,400	445,500		
	154	350,600			
	155	350,900			
	156	351,200			
	157	351,400			
	158	351,600			
	159	351,900			
	160	352,300			
	161	352,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		253,100	295,700	356,500	446,300

備考(一) この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	217,900	239,500	340,400	370,500	458,700
	2	220,400	242,000	342,200	372,000	460,100
	3	222,800	244,500	344,100	373,500	461,300
	4	225,100	247,000	345,800	375,000	462,600
	5	227,400	249,500	347,400	376,400	463,700
	6	229,700	251,900	349,400	377,700	464,900
	7	232,000	254,400	351,300	379,100	466,100
	8	234,200	256,900	353,200	380,500	467,300
	9	236,500	259,400	355,000	381,900	468,600
	10	238,700	261,000	357,100	383,300	469,900
	11	241,000	262,700	358,900	384,600	471,000
	12	243,200	264,300	360,600	385,800	472,100
	13	245,500	266,000	362,400	387,100	473,400
	14	247,600	267,400	364,100	388,400	474,200
	15	249,800	268,800	365,700	389,600	475,000
	16	251,900	270,300	367,300	390,800	475,900
	17	254,100	271,700	368,900	391,900	476,800
	18	255,900	272,900	370,300	393,100	477,200
	19	257,700	274,100	371,500	394,300	477,800
	20	259,400	275,400	372,600	395,500	478,300
	21	261,100	276,700	374,000	396,500	478,800
	22	262,500	277,800	375,400	397,700	479,200
	23	263,800	279,000	376,800	398,900	479,700
	24	265,000	280,200	378,200	400,100	480,200
	25	266,300	281,500	379,400	401,100	480,700
	26	267,400	283,300	380,800	402,300	481,100
	27	268,500	285,000	382,100	403,400	481,700
	28	269,600	286,700	383,500	404,600	482,200
	29	270,900	288,500	384,700	405,700	482,700
	30	272,000	290,500	386,100	406,900	483,100
	31	273,100	292,800	387,500	408,100	483,600
	32	274,100	295,000	388,800	409,300	484,100
	33	275,300	297,300	390,100	410,300	484,600
	34	276,300	299,500	391,400	411,400	485,000
	35	277,300	301,800	392,500	412,700	485,500
	36	278,400	303,900	393,700	413,900	486,100
	37	279,700	306,000	394,900	415,100	486,600
	38	280,600	307,900	396,200	416,400	487,000
	39	281,600	309,900	397,400	417,600	487,500
	40	282,700	311,700	398,500	418,800	488,000
	41	284,000	313,600	399,700	419,900	488,500
	42	285,100	315,500	400,900	421,300	488,900
	43	286,200	317,300	402,100	422,300	489,400
	44	287,400	319,100	403,200	423,400	489,900
	45	288,300	320,800	404,400	424,600	490,500
	46	289,100	322,700	405,700	425,900	
	47	289,900	324,400	406,900	427,100	
	48	290,700	326,000	408,000	428,300	
	49	291,300	327,700	409,000	429,400	
	50	292,200	329,400	410,200	430,500	
	51	292,900	331,300	411,200	431,800	
	52	293,600	333,000	412,300	433,000	

	53	294,400	334,300	413,200	434,300
	54	295,200	336,300	414,300	435,400
	55	295,800	338,100	415,300	436,500
	56	296,600	339,900	416,300	437,600
	57	297,300	341,500	417,500	438,700
	58	298,100	343,500	418,500	439,900
	59	298,900	345,200	419,600	441,100
	60	299,500	346,900	420,700	442,300
	61	300,100	348,700	421,800	443,000
	62	300,900	350,400	422,900	443,800
	63	301,600	352,200	424,000	444,500
	64	302,100	353,900	425,000	445,000
	65	302,800	355,600	426,000	445,300
	66	303,500	357,000	426,900	445,600
	67	304,100	358,300	427,900	446,000
	68	304,800	359,600	428,900	446,400
	69	305,500	361,200	429,700	446,700
	70	306,200	362,700	430,600	447,200
	71	306,800	364,200	431,300	447,500
	72	307,500	365,800	432,100	447,800
	73	308,000	367,100	432,800	448,100
	74	308,600	368,600	433,400	448,400
	75	309,400	370,200	434,200	448,700
	76	309,900	371,600	434,900	449,000
	77	310,500	373,000	435,500	449,200
	78	311,100	374,600	436,200	449,500
	79	311,700	376,100	436,700	449,800
	80	312,300	377,600	437,300	450,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	81	312,800	379,000	437,700	450,200
	82	313,400	380,300	438,100	450,500
	83	314,000	381,600	438,500	450,800
	84	314,600	382,900	438,700	451,000
	85	315,000	384,100	438,900	451,200
	86	315,400	385,300	439,200	451,600
	87	315,900	386,400	439,500	451,900
	88	316,400	387,600	439,700	452,100
	89	316,800	388,600	439,900	452,300
	90	317,300	389,700	440,200	452,600
	91	317,800	390,800	440,500	452,900
	92	318,300	392,000	440,700	453,100
	93	318,600	393,100	440,900	453,300
	94	319,100	394,200	441,200	
	95	319,600	395,300	441,500	
	96	320,000	396,400	441,700	
	97	320,300	397,400	441,900	
	98	320,700	398,400		
	99	321,100	399,300		
	100	321,500	400,300		
	101	322,000	401,100		
	102	322,300	402,100		
	103	322,600	402,900		
	104	322,900	403,800		
	105	323,100	404,700		
	106	323,400	405,600		
	107	323,700	406,500		
	108	323,900	407,400		
	109	324,100	408,300		
	110	324,300	409,300		
	111	324,600	410,200		
	112	324,900	411,100		

	113	325,100	411,700			
	114	325,300	412,700			
	115	325,500	413,600			
	116	325,800	414,500			
	117	326,200	415,300			
	118	326,400	416,000			
	119	326,700	416,900			
	120	327,000	417,700			
	121	327,200	418,300			
	122	327,400	419,000			
	123	327,600	419,700			
	124	327,900	420,300			
	125	328,200	420,900			
	126		421,700			
	127		422,200			
	128		422,800			
	129		423,400			
	130		424,000			
	131		424,500			
	132		425,000			
	133		425,300			
	134		425,700			
	135		425,900			
	136		426,200			
	137		426,500			
	138		426,800			
	139		427,100			
	140		427,400			
	141		427,700			
	142		428,000			
	143		428,300			
	144		428,600			
	145		428,800			
	146		429,100			
	147		429,400			
	148		429,600			
	149		429,900			
	150		430,200			
	151		430,500			
	152		430,700			
	153		430,900			
	154		431,200			
	155		431,500			
	156		431,700			
	157		431,900			
	158		432,200			
	159		432,500			
	160		432,700			
	161		432,900			
	162		433,200			
	163		433,500			
	164		433,700			
	165		433,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 244,100	円 292,600	円 321,700	円 349,700	円 435,700

備考(一) この表は、中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	249,900	284,100	368,500	475,500	550,000
	2	252,900	285,900	370,800	484,500	556,300
	3	256,000	287,800	373,000	493,200	562,500
	4	259,100	289,500	375,300	501,200	567,900
	5	262,400	291,100	377,200	507,200	572,000
	6	265,800	292,700	379,600	512,000	575,600
	7	269,000	294,200	381,900	516,400	578,400
	8	272,300	295,700	384,500	520,400	580,700
	9	275,400	297,300	386,800	524,500	582,800
	10	277,200	299,100	388,900	528,000	
	11	279,000	301,100	391,100	531,300	
	12	280,600	302,900	393,100	534,700	
	13	282,200	304,900	395,000	537,600	
	14	283,600	306,800	396,700	540,100	
	15	285,000	308,700	398,200	542,600	
	16	286,300	310,700	399,900	544,600	
	17	287,700	312,700	401,500	546,700	
	18	288,800	315,300	402,800		
	19	289,800	318,000	404,200		
	20	290,700	320,600	405,400		
	21	292,200	323,300	406,700		
	22	293,500	325,800	408,400		
	23	294,900	328,300	410,000		
	24	296,300	330,700	411,500		
	25	297,700	332,800	413,000		
	26	299,200	335,000	414,500		
	27	300,700	337,100	416,000		
	28	302,100	339,300	417,600		
	29	303,400	341,300	418,900		
	30	304,800	342,900	420,300		
	31	306,100	344,500	421,700		
	32	307,500	346,000	423,000		
	33	309,000	347,500	423,900		
	34	310,300	349,200	425,100		
	35	311,600	350,700	426,300		
	36	312,400	352,300	427,400		
	37	313,100	353,700	428,400		
	38	314,000	355,100	429,500		
	39	314,800	356,500	430,700		
	40	315,600	357,700	431,800		
	41	316,300	358,900	432,900		
	42	317,100	360,600	434,000		
	43	317,900	362,300	435,300		
	44	318,400	364,100	436,500		
	45	318,900	365,800	437,600		
	46	319,400	367,400	439,100		
	47	319,800	368,900	440,600		
	48	320,200	370,400	442,100		
	49	320,700	371,900	443,600		
	50	321,100	373,500	444,500		
	51	321,500	375,000	445,400		
	52	321,900	376,400	446,200		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	322,200	377,800	447,000		
	54	322,600	378,900	448,100		
	55	322,900	379,900	449,100		
	56	323,300	380,800	449,800		
	57	323,600	381,900	450,500		
	58	323,900	383,200	451,300		
	59	324,300	384,500	452,200		
	60	324,600	385,800	453,100		
	61	325,000	387,200	454,100		
	62	325,300	388,500	455,100		
	63	325,600	389,700	456,100		
	64	325,900	391,000	457,000		
	65	326,400	392,200	457,700		
	66	326,700	393,500	458,600		
	67	327,100	394,700	459,400		
	68	327,400	396,000	460,300		
	69	327,800	397,200	461,200		
	70	328,100	398,500	462,000		
	71	328,500	399,800	462,800		
	72	328,900	401,000	463,700		
	73	329,200	402,200	464,500		
	74	329,600	403,500	464,900		
	75	330,100	404,900	465,300		
	76	330,600	406,100	465,700		
	77	330,900	407,200	466,100		
	78	331,400	408,400	466,600		
	79	331,800	409,500	467,000		
	80	332,200	410,700	467,400		
	81	332,600	412,100	467,600		
	82	333,000	413,600	468,000		
	83	333,400	415,000	468,300		
	84	333,800	416,400	468,600		
	85	334,200	417,500	468,900		
	86	334,700	418,800	469,100		
	87	335,300	420,100	469,400		
	88	335,800	421,500	469,700		
	89	336,100	422,700	469,900		
	90	336,500	423,600	470,200		
	91	336,900	424,600	470,500		
	92	337,300	425,800	470,700		
	93	337,800	426,600	470,900		
	94	338,200	427,700	471,200		
	95	338,800	428,800	471,500		
	96	339,400	429,700	471,700		
	97	339,800	430,700	471,900		
	98	340,200	431,600			
	99	340,500	432,500			
	100	340,800	433,400			
	101	341,100	434,300			
	102	341,400	435,300			
	103	341,700	436,200			
	104	342,000	437,200			
	105	342,400	437,800			
	106	342,800	438,600			
	107	343,300	439,300			
	108	343,800	439,800			
	109	344,200	440,200			
	110	344,700	440,600			
	111	345,100	440,900			
	112	345,500	441,200			

	113	345,800	441,400			
	114	346,300	441,700			
	115	346,600	442,000			
	116	347,000	442,300			
	117	347,300	442,500			
	118	347,800	442,900			
	119	348,300	443,200			
	120	348,800	443,400			
	121	349,000	443,600			
	122	349,400	443,900			
	123	349,700	444,200			
	124	350,000	444,400			
	125	350,200	444,600			
	126	350,500				
	127	351,000				
	128	351,400				
	129	351,600				
	130	352,100				
	131	352,600				
	132	353,000				
	133	353,200				
	134	353,600				
	135	354,000				
	136	354,200				
	137	354,500				
	138	354,900				
	139	355,300				
	140	355,700				
	141	356,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		267,800	316,500	335,100	403,200	503,300

備考 この表は、看護専門学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	200,800	252,600	346,900	397,700	471,000	582,500
	2	202,000	257,100	349,000	399,100	481,400	589,500
	3	203,200	259,900	351,000	400,600	491,400	594,800
	4	204,300	262,700	353,000	402,000	501,500	599,200
	5	205,500	265,300	354,800	403,400	511,600	603,200
	6	207,700	267,100	356,900	404,900	521,900	606,200
	7	209,900	268,600	358,800	406,200	530,800	608,400
	8	212,000	270,200	360,800	407,600	538,900	610,400
	9	214,200	271,700	362,500	409,100	546,900	
	10	216,200	273,700	364,100	410,600	554,100	
	11	218,300	275,700	365,700	412,000	559,600	
	12	220,300	277,600	367,300	413,500	564,200	
	13	222,300	279,700	368,900	414,800	567,200	
	14	224,300	281,900	370,000	416,300	569,300	
	15	226,200	284,200	371,000	417,900		
	16	228,100	286,400	371,900	419,400		
	17	229,800	288,600	373,000	420,900		
	18	231,700	290,900	374,300	422,600		
	19	233,500	293,300	375,500	424,200		
	20	235,300	295,700	376,700	426,000		
	21	237,200	298,100	378,000	427,200		
	22	239,000	300,300	379,100	428,600		
	23	240,800	302,400	380,100	430,100		
	24	242,500	304,400	381,100	431,400		
	25	244,300	306,500	382,200	432,700		
	26	246,400	308,400	383,300	434,000		
	27	248,300	310,400	384,200	435,600		
	28	250,300	312,300	385,200	437,100		
	29	252,200	314,300	386,100	438,300		
	30	253,400	315,800	387,000	439,600		
	31	254,500	317,300	387,800	441,200		
	32	255,600	318,900	388,600	442,800		
	33	257,100	320,400	389,300	444,100		
	34	258,400	322,000	390,000	445,500		
	35	259,800	323,500	390,800	446,900		
	36	261,200	324,900	391,700	448,400		
	37	262,700	326,400	392,400	449,800		
	38	264,200	327,300	393,100	451,200		
	39	265,800	328,200	393,900	452,700		
	40	267,400	329,000	394,700	454,100		
	41	268,800	329,700	395,600	455,200		
	42	270,200	330,200	396,800	456,600		
	43	271,600	330,800	398,000	458,000		
	44	273,000	331,200	399,200	459,300		
	45	274,600	331,600	400,000	460,200		
	46	275,900	332,100	401,000	461,000		
	47	277,100	332,600	401,800	461,900		
	48	278,300	333,000	402,500	462,800		
	49	279,600	333,400	403,200	463,600		
	50	280,700	333,800	404,000	464,500		
	51	281,800	334,100	404,600	465,100		
	52	283,000	334,600	405,200	465,900		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	284,000	335,100	405,800	466,300
	54	285,100	335,500	406,500	466,900
	55	286,100	335,900	407,300	467,400
	56	287,100	336,200	408,100	467,900
	57	288,200	336,600	408,800	468,400
	58	288,900	336,900	409,600	469,100
	59	289,400	337,300	410,300	469,600
	60	290,000	337,600	411,000	470,100
	61	290,600	338,000	411,600	470,600
	62	291,200	338,500	412,300	471,200
	63	291,900	339,200	413,000	471,700
	64	292,400	339,700	413,700	472,200
	65	293,000	340,100	414,400	472,700
	66	293,500	340,700	415,000	473,400
	67	294,100	341,200	415,600	473,900
	68	294,600	341,800	416,300	474,400
	69	295,200	342,300	417,100	474,900
	70	296,000	342,800	417,600	475,500
	71	296,600	343,300	418,200	476,000
	72	297,200	344,000	418,800	476,500
	73	297,800	344,500	419,300	477,000
	74	298,400	345,200	419,900	
	75	299,000	345,900	420,500	
	76	299,700	346,600	421,000	
	77	300,400	347,200	421,600	
	78	301,100	347,900	422,100	
	79	301,800	348,600	422,600	
	80	302,300	349,300	423,300	
	81	302,900	350,000	423,700	
	82	303,500	350,700	424,200	
	83	304,200	351,300	424,700	
	84	304,900	351,900	425,400	
	85	305,400	352,500	425,900	
	86	306,000	353,000	426,400	
	87	306,700	353,400	426,900	
	88	307,300	353,800	427,600	
	89	307,800	354,100	428,000	
	90	308,400	354,600	428,500	
	91	309,200	354,900	429,000	
	92	309,800	355,300	429,700	
	93	310,400	355,600	430,200	
	94	311,000	355,900	430,700	
	95	311,600	356,300	431,200	
	96	312,200	356,800	431,900	
	97	312,500	357,300	432,300	
	98	313,000	357,800	432,800	
	99	313,700	358,300	433,300	
	100	314,200	358,800	434,000	
	101	314,600	359,300	434,500	
	102	315,000	359,800	435,000	
	103	315,300	360,200	435,500	
	104	315,700	360,800	436,200	
	105	316,100	361,200	436,600	
	106	316,500	361,600		
	107	316,900	362,100		
	108	317,200	362,500		
	109	317,400	363,000		
	110	317,900	363,400		
	111	318,200	363,800		
	112	318,400	364,200		

	113	318,700	364,700				
	114	319,000	365,200				
	115	319,300	365,600				
	116	319,600	366,000				
	117	319,800	366,500				
	118	320,100	366,900				
	119	320,300	367,300				
	120	320,600	367,700				
	121	320,900	368,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		235,700	279,900	306,300	351,100	413,000	558,700

備考 この表は、研究所等で人事委員会規則で定めるもの（以下「研究所等」という。）に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	312,800	425,400	481,400	579,600	628,200
	2	315,200	428,200	483,500	585,900	634,200
	3	317,600	430,900	485,400	591,100	639,300
	4	319,800	433,300	487,400	595,900	643,700
	5	322,000	435,700	488,800	600,300	647,800
	6	325,500	437,900	490,600	604,700	651,300
	7	329,100	440,000	492,400	608,200	654,200
	8	332,600	442,100	494,200	611,100	657,000
	9	336,100	444,300	496,100	613,700	
	10	339,700	445,800	497,800	616,100	
	11	343,100	447,400	499,700	618,400	
	12	346,600	448,900	501,500	620,800	
	13	350,100	450,300	503,400	623,100	
	14	353,700	451,800	505,100	625,500	
	15	357,200	453,300	506,900		
	16	360,600	454,700	508,800		
	17	364,100	456,100	510,600		
	18	367,300	457,600	512,600		
	19	370,600	459,000	514,500		
	20	373,900	460,500	516,500		
	21	377,200	461,800	518,400		
	22	380,400	463,300	520,100		
	23	383,600	464,800	522,000		
	24	386,700	466,200	523,800		
	25	389,800	467,600	525,500		
	26	392,200	469,100	527,300		
	27	394,500	470,400	529,200		
	28	396,800	471,800	530,700		
	29	398,700	473,300	532,100		
	30	400,500	474,600	533,900		
	31	402,200	476,000	535,700		
	32	404,100	477,500	537,400		
	33	405,800	478,800	539,000		
	34	407,600	480,200	540,300		
	35	409,300	481,500	541,600		
	36	410,600	483,000	543,000		
	37	412,000	484,400	544,000		
	38	413,500	486,200	545,300		
	39	414,900	487,800	546,700		
	40	416,300	489,300	548,000		
	41	417,900	491,000	549,000		
	42	418,600	492,200	549,800		
	43	419,200	493,300	550,600		
	44	419,800	494,400	551,500		
	45	420,600	495,500	552,400		
	46	421,300	496,400	553,200		
	47	421,900	497,300	554,000		
	48	422,400	498,100	554,700		
	49	422,900	498,800	555,600		
	50	423,300	499,600	556,400		
	51	423,800	500,300	557,100		
	52	424,200	500,900	558,000		

	53	424,600	501,500	558,900		
	54	424,900	502,200	559,800		
	55	425,200	502,800	560,700		
	56	425,700	503,500	561,600		
	57	426,000	503,800	562,400		
	58	426,400	504,400	563,200		
	59	426,700	505,000	564,100		
	60	427,100	505,700	564,800		
	61	427,500	506,100	565,600		
	62	427,800	506,700	566,500		
	63	428,100	507,400	567,400		
	64	428,400	508,200	568,400		
	65	428,700	508,600	569,200		
	66		509,200	570,100		
	67		509,800	571,000		
	68		510,300	571,900		
	69		510,800	572,800		
	70		511,300	573,700		
	71		511,900	574,600		
	72		512,400	575,500		
	73		512,800	576,300		
	74		513,300			
	75		513,700			
	76		514,100			
	77		514,600			
	78		515,200			
	79		515,700			
	80		516,100			
	81		516,700			
	82		517,300			
	83		517,900			
	84		518,400			
	85		518,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 320,300	円 364,900	円 422,600	円 500,100	円 604,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,800	245,500	280,900	300,300	334,000	381,100	437,300	503,900
	2	207,900	246,800	281,700	301,100	335,500	382,900	439,300	505,300
	3	210,100	248,100	282,400	301,800	336,900	384,500	441,300	506,600
	4	212,200	249,500	283,300	302,500	338,300	386,100	443,200	508,000
	5	214,300	250,700	284,100	303,200	339,800	387,700	445,000	509,300
	6	216,300	251,800	284,900	303,900	341,400	389,300	446,600	510,700
	7	218,400	252,900	285,700	304,700	342,900	391,000	448,300	512,200
	8	220,200	253,800	286,400	305,400	344,500	392,600	449,800	513,400
	9	222,000	254,900	287,100	306,200	345,900	394,200	451,300	514,800
	10	224,000	256,000	288,000	306,900	347,500	396,300	452,700	516,100
	11	225,900	257,200	288,800	307,700	349,100	398,300	454,000	517,600
	12	228,100	258,400	289,600	308,300	350,600	400,400	455,300	519,000
	13	229,800	259,600	290,400	309,000	352,100	401,800	456,700	520,400
	14	231,900	260,800	291,200	310,100	353,700	403,500	457,900	521,600
	15	234,100	262,100	292,000	311,200	355,200	405,300	459,100	522,700
	16	236,300	263,200	292,800	312,400	356,800	407,000	460,300	523,900
	17	238,400	264,200	293,600	313,600	358,300	408,800	461,500	525,100
	18	239,500	265,200	294,400	314,800	359,900	410,300	462,600	526,000
	19	240,600	266,400	295,200	315,900	361,600	411,800	463,800	526,900
	20	241,700	267,400	296,000	317,100	363,100	413,400	465,100	527,800
	21	242,800	268,500	296,800	318,400	364,400	414,700	466,200	528,800
	22	243,600	269,400	297,700	319,600	366,000	416,000	467,000	
	23	244,600	270,300	298,600	320,800	367,500	417,400	467,400	
	24	245,400	271,100	299,300	322,000	369,000	418,500	468,100	
	25	246,300	271,900	300,000	323,200	370,500	419,600	468,600	
	26	247,200	272,700	301,000	324,400	372,000	420,700	469,100	
	27	248,100	273,500	301,900	325,500	373,500	421,900	469,500	
	28	249,100	274,400	302,600	326,800	375,000	423,000	469,900	
	29	249,900	275,100	303,400	328,000	376,400	423,800	470,300	
	30	250,700	275,900	304,400	329,200	378,100	424,600	470,700	
	31	251,400	276,700	305,400	330,500	379,500	425,300	471,000	
	32	252,200	277,500	306,400	331,700	381,000	426,200	471,300	
	33	253,000	278,300	307,400	332,800	382,200	426,600	471,600	
	34	253,600	279,200	308,500	333,900	383,400	427,200	471,900	
	35	254,300	279,800	309,600	335,200	384,600	427,700	472,200	
	36	255,000	280,600	310,500	336,400	385,700	428,100	472,500	
	37	255,700	281,500	311,500	337,600	386,800	428,500	472,800	
	38	256,300	282,300	312,500	338,800	387,600	428,700	473,200	
	39	256,900	283,200	313,600	340,200	388,500	429,000	473,500	
	40	257,600	283,900	314,600	341,400	389,600	429,300	473,800	
	41	258,200	284,600	315,500	342,300	390,600	429,600	474,100	
	42	258,800	285,400	316,700	343,600	391,700	430,000	474,400	
	43	259,400	286,200	317,900	344,800	392,700	430,300	474,700	
	44	259,900	286,900	319,000	346,000	393,600	430,600	475,000	
	45	260,300	287,700	320,000	346,900	394,400	430,800	475,300	
	46	260,900	288,500	321,100	348,000	395,300	431,100	475,600	
	47	261,400	289,300	322,300	349,000	396,200	431,400	475,900	
	48	261,800	290,000	323,300	349,900	397,000	431,700	476,200	
	49	262,200	290,700	324,400	350,800	397,500	431,900	476,500	
	50	262,700	291,400	325,400	351,700	398,300	432,100		
	51	263,200	292,100	326,600	352,800	399,100	432,400		
	52	263,700	292,800	327,700	353,700	400,000	432,700		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	264,000	293,500	328,700	354,200	400,400	432,900		
	54	264,300	294,100	329,700	355,100	401,100	433,100		
	55	264,600	294,800	330,800	355,800	401,800	433,400		
	56	264,900	295,400	331,800	356,800	402,400	433,700		
	57	265,200	296,200	332,700	357,500	402,800	433,900		
	58	265,500	296,900	333,700	357,800	403,300	434,200		
	59	265,900	297,600	334,700	358,200	404,000	434,500		
	60	266,200	298,200	335,700	358,800	404,600	434,800		
	61	266,500	298,700	336,600	359,400	405,000	435,000		
	62	266,800	299,300	337,300	360,100	405,500	435,200		
	63	267,100	300,000	338,000	360,900	406,000	435,500		
	64	267,400	300,700	338,600	361,500	406,500	435,800		
	65	267,700	301,200	339,300	362,200	407,100	436,000		
	66	268,000	301,800	340,000	362,700	407,600	436,200		
	67	268,300	302,500	340,600	363,300	408,300	436,500		
	68	268,600	303,100	341,200	363,900	408,900	436,800		
	69	268,900	303,700	341,800	364,200	409,400	437,000		
	70	269,200	304,300	342,000	364,700	409,900	437,200		
	71	269,500	305,000	342,400	365,200	410,300	437,500		
	72	269,700	305,600	342,900	365,700	410,700	437,800		
	73	269,900	306,200	343,600	366,200	411,000	438,000		
	74	270,300	306,700	344,100	366,700	411,500	438,200		
	75	270,600	307,100	344,600	367,200	411,900	438,600		
	76	270,800	307,500	345,000	367,600	412,300	438,900		
	77	271,000	307,800	345,600	367,900	412,800	439,100		
	78	271,300	308,100	346,100	368,200	413,300			
	79	271,600	308,300	346,500	368,400	413,700			
	80	271,800	308,600	347,000	368,700	414,100			
	81	272,000	309,000	347,500	369,200	414,500			
	82	272,300	309,200	347,900	369,600	415,000			
	83	272,600	309,500	348,100	369,900	415,400			
	84	272,800	309,800	348,400	370,200	415,800			
	85	273,000	310,000	348,800	370,600	416,200			
	86		310,200	349,200	370,900				
	87		310,400	349,500	371,200				
	88		310,600	349,800	371,500				
	89		311,000	350,100	371,900				
	90		311,200	350,300	372,200				
	91		311,400	350,700	372,400				
	92		311,600	351,000	372,700				
	93		312,000	351,200	373,000				
	94		312,200	351,500	373,400				
	95		312,400	351,800	373,900				
	96		312,700	352,100	374,300				
	97		313,000	352,300	374,800				
	98		313,300	352,600	375,200				
	99		313,500	352,900	375,600				
	100		313,800	353,100	376,000				
	101		314,100	353,300	376,500				
	102		314,300	353,500					
	103		314,500	353,900					
	104		314,800	354,100					
	105		315,100	354,300					
	106			354,600					
	107			355,000					
	108			355,400					
	109			355,600					

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	206,100	233,300	263,400	277,700	304,900	348,100	392,500	458,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	227,000	260,700	300,900	314,600	338,600	382,200	438,700
	2	228,900	262,900	301,400	315,100	339,700	384,000	440,900
	3	230,700	265,100	301,900	315,600	340,700	385,700	443,200
	4	232,500	267,400	302,400	316,100	341,600	387,500	445,300
	5	234,200	269,600	302,800	316,600	342,600	389,300	447,300
	6	236,200	270,700	303,300	317,100	343,900	391,400	449,200
	7	238,000	271,500	303,800	317,800	345,100	393,400	451,000
	8	239,800	272,400	304,200	318,200	346,300	395,500	453,000
	9	241,500	273,200	304,700	318,700	347,200	397,200	454,700
	10	243,400	274,400	305,200	319,200	348,500	399,300	456,400
	11	245,400	275,500	305,700	319,800	349,600	401,500	458,200
	12	247,300	276,400	306,200	320,300	350,700	403,500	459,800
	13	249,200	277,200	306,600	320,700	351,700	405,500	461,200
	14	251,200	277,900	307,100	321,300	352,900	407,100	462,500
	15	253,300	278,700	307,500	322,100	354,000	409,000	464,100
	16	255,300	279,500	308,000	322,700	355,100	410,800	465,800
	17	257,400	280,600	308,500	323,300	356,200	412,600	467,500
	18	259,400	281,500	309,000	324,200	357,400	414,300	469,200
	19	261,600	282,400	309,500	325,000	358,500	416,300	470,700
	20	263,600	283,400	309,900	325,900	359,600	418,100	472,100
	21	265,500	284,400	310,400	326,800	360,800	419,800	473,300
	22	266,800	285,400	310,800	327,700	362,000	421,600	474,600
	23	267,900	286,300	311,300	328,600	363,100	423,400	475,900
	24	269,000	287,400	311,700	329,400	364,200	425,200	477,500
	25	270,200	288,200	312,200	330,200	365,300	426,900	478,500
	26	271,000	289,100	312,800	331,100	366,600	428,600	479,100
	27	271,900	290,000	313,600	332,000	367,900	430,500	479,800
	28	272,700	290,900	314,300	332,900	369,200	432,300	480,400
	29	273,500	292,000	315,000	333,600	370,500	433,800	481,300
	30	274,200	292,700	315,700	334,700	372,000	435,400	482,100
	31	275,000	293,400	316,400	335,900	373,500	436,900	482,900
	32	275,700	294,100	317,200	336,900	375,100	438,200	483,700
	33	276,500	294,700	318,000	338,000	376,300	439,500	484,400
	34	277,100	295,300	318,800	339,000	377,800	440,600	485,100
	35	277,700	295,800	319,500	340,200	379,300	441,800	485,800
	36	278,200	296,300	320,200	341,300	380,700	443,100	486,700
	37	278,900	296,700	320,900	342,400	382,100	444,400	487,500
	38	279,600	297,300	321,700	343,600	383,200	445,500	488,300
	39	280,300	297,800	322,600	344,700	384,600	446,700	489,000
	40	281,000	298,200	323,400	345,800	385,900	448,000	489,700
	41	281,700	298,600	324,000	346,600	387,300	449,200	490,600
	42	282,300	299,100	324,900	347,800	388,700	450,200	
	43	283,100	299,500	325,900	348,900	390,000	451,300	
	44	283,700	300,000	326,900	349,900	391,400	452,500	
	45	284,500	300,600	327,700	350,800	392,900	453,500	
	46	285,200	301,000	328,700	351,700	394,100	454,000	
	47	285,900	301,500	329,700	352,800	395,300	454,500	
	48	286,500	301,900	330,700	353,800	396,500	454,900	
	49	287,000	302,400	331,600	355,000	397,600	455,500	
	50	287,600	302,800	332,500	356,300	398,500	456,100	
	51	288,000	303,300	333,500	357,600	399,600	456,500	
	52	288,400	303,800	334,500	358,800	400,500	457,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	288,700	304,200	335,400	359,700	401,100	457,500
	54	289,200	304,700	336,300	361,000	401,900	457,900
	55	289,600	305,200	337,300	362,100	402,700	458,200
	56	290,000	305,600	338,200	363,400	403,500	458,500
	57	290,400	306,100	339,200	364,400	404,300	458,900
	58	290,800	306,800	340,100	365,400	405,000	459,300
	59	291,100	307,500	341,100	366,500	405,700	459,600
	60	291,400	308,200	342,000	367,700	406,300	459,900
	61	291,900	309,000	342,900	368,800	406,900	460,400
	62	292,300	309,900	344,100	370,100	407,500	460,800
	63	292,700	310,800	345,300	371,300	408,300	461,100
	64	293,000	311,500	346,500	372,300	408,900	461,400
	65	293,300	312,200	347,200	373,300	409,600	461,800
	66	293,700	313,100	348,400	374,400	410,100	462,200
	67	294,100	314,000	349,500	375,500	410,700	462,500
	68	294,400	314,800	350,400	376,600	411,200	462,800
	69	294,800	315,500	351,500	377,400	411,600	463,200
	70	295,300	316,400	352,300	378,600	412,200	463,600
	71	295,700	317,300	353,400	379,700	412,700	463,900
	72	296,100	318,200	354,500	380,700	413,000	464,200
	73	296,500	319,100	355,600	381,400	413,300	464,700
	74	297,000	319,900	356,900	382,200	413,800	465,100
	75	297,500	320,800	358,000	383,100	414,200	465,400
	76	298,000	321,700	359,100	383,800	414,500	465,700
	77	298,500	322,600	360,200	384,400	414,800	466,100
	78	299,000	323,500	361,400	384,900	415,300	466,500
	79	299,600	324,500	362,400	385,400	415,800	466,800
	80	300,000	325,400	363,500	385,900	416,200	467,100
	81	300,600	325,900	364,400	386,500	416,500	467,500
	82	301,000	326,800	365,500	387,100	417,000	467,900
	83	301,500	327,700	366,400	387,600	417,500	468,200
	84	302,000	328,500	367,400	388,100	417,900	468,500
	85	302,400	329,300	368,300	388,500	418,300	469,000
	86	302,800	330,200	369,100	388,900		
	87	303,300	331,300	370,000	389,500		
	88	303,800	332,300	370,800	390,000		
	89	304,200	333,200	371,400	390,300		
	90	304,800	334,200	372,000	390,800		
	91	305,300	335,300	372,600	391,200		
	92	305,800	336,300	373,200	391,500		
	93	306,300	337,100	373,700	392,100		
	94	306,700	337,800	374,100	392,600		
	95	307,200	338,500	374,600	393,100		
	96	307,800	339,200	375,000	393,600		
	97	308,400	339,700	375,500	394,200		
	98	309,000	340,000	375,900	394,700		
	99	309,500	340,500	376,400	395,300		
	100	310,000	341,100	376,800	395,700		
	101	310,400	341,500	377,100	396,300		
	102	310,900	342,000	377,600	396,800		
	103	311,300	342,600	378,000	397,300		
	104	311,700	343,100	378,300	397,800		
	105	312,100	343,600	378,700	398,400		
	106	312,500	344,100	379,200	398,800		
	107	312,900	344,600	379,700	399,300		
	108	313,300	345,100	380,200	399,900		
	109	313,500	345,500	380,700	400,500		
	110	313,800	345,800	381,200			
	111	314,000	346,100	381,700			
	112	314,300	346,400	382,100			

113	314,600	346,700	382,600				
114	314,800	347,100	383,000				
115	315,100	347,400	383,500				
116	315,300	347,800	384,000				
117	315,600	348,000	384,400				
118	315,800	348,300	384,900				
119	316,100	348,600	385,400				
120	316,400	348,800	385,900				
121	316,700	349,000	386,200				
122	317,000	349,300					
123	317,300	349,600					
124	317,700	349,900					
125	317,900	350,100					
126	318,100	350,400					
127	318,400	350,700					
128	318,800	350,900					
129	319,000	351,100					
130	319,300	351,300					
131	319,600	351,600					
132	320,000	351,800					
133	320,200	352,200					
134	320,500	352,600					
135	320,800	353,000					
136	321,100	353,400					
137	321,300	353,700					
138	321,600	354,100					
139	322,000	354,500					
140	322,300	354,900					
141	322,500	355,200					
142	322,800	355,600					
143	323,200	355,900					
144	323,500	356,300					
145	323,700	356,700					
146	323,900	357,100					
147	324,200	357,500					
148	324,500	357,900					
149	324,700	358,200					
150	324,900	358,600					
151	325,200	359,000					
152	325,500	359,400					
153	325,900	359,700					
154	326,200						
155	326,400						
156	326,700						
157	327,000						
158	327,300						
159	327,600						
160	327,900						
161	328,300						
162	328,600						
163	328,900						
164	329,200						
165	329,600						
166	329,900						
167	330,200						
168	330,600						
169	331,000						

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		254,700	276,100	283,900	294,900	312,300	351,700	398,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	217,700	273,900	306,700	333,400	375,500	430,700
	2	219,500	275,400	307,600	335,200	377,200	432,600
	3	221,100	276,700	308,400	336,700	378,900	434,600
	4	222,900	278,000	309,400	338,100	380,500	436,400
	5	224,400	279,500	310,300	339,400	382,100	438,200
	6	226,000	280,500	311,200	340,800	384,000	440,100
	7	227,700	281,500	312,100	342,100	385,500	441,900
	8	229,300	282,500	312,900	343,600	387,200	443,800
	9	230,900	283,500	313,800	345,000	388,500	445,400
	10	232,800	284,400	314,800	346,500	390,100	446,900
	11	234,600	285,400	316,000	348,000	391,800	448,500
	12	235,700	286,300	317,000	349,400	393,300	450,000
	13	236,700	287,500	318,300	350,800	395,300	451,600
	14	237,800	288,400	319,400	352,400	397,200	452,900
	15	239,000	289,300	320,500	354,000	399,100	454,200
	16	240,200	290,100	321,500	355,500	401,000	455,400
	17	241,200	290,600	322,600	357,100	402,500	456,700
	18	242,200	291,300	323,700	358,700	404,400	458,000
	19	243,100	292,200	324,700	360,200	406,100	459,300
	20	244,200	292,900	325,700	361,800	407,700	460,600
	21	245,200	293,800	326,800	363,300	409,500	461,800
	22	246,600	294,700	327,800	364,800	410,900	462,600
	23	247,900	295,600	328,800	366,400	412,300	463,400
	24	249,300	296,600	329,700	367,900	413,800	464,200
	25	250,600	297,600	330,800	369,500	415,200	464,900
	26	251,900	298,500	331,700	371,100	416,400	465,500
	27	253,300	299,300	332,700	372,600	417,700	466,100
	28	254,500	300,300	333,700	374,200	418,700	466,700
	29	255,600	301,200	334,700	375,400	419,800	467,400
	30	256,500	302,000	335,800	376,900	421,000	468,200
	31	257,400	302,900	336,900	378,500	422,200	468,600
	32	258,200	303,700	338,000	380,000	423,300	469,400
	33	259,200	304,800	339,000	381,300	424,000	469,900
	34	260,000	305,800	340,200	382,900	424,700	470,300
	35	260,800	306,800	341,300	384,400	425,300	470,700
	36	261,700	307,600	342,300	385,900	426,100	471,100
	37	262,400	308,500	343,300	387,400	426,700	471,500
	38	263,100	309,500	344,400	388,800	427,300	471,800
	39	263,800	310,500	345,500	390,100	427,800	472,100
	40	264,500	311,300	346,500	391,600	428,200	472,400
	41	265,300	312,200	347,500	392,600	428,600	472,700
	42	266,000	313,100	348,500	393,700	428,800	473,100
	43	266,600	314,100	349,400	394,600	429,100	473,400
	44	267,200	315,000	350,300	395,800	429,400	473,700
	45	267,600	315,900	351,000	396,500	429,700	474,000
	46	268,100	316,800	351,700	397,100	430,100	
	47	268,600	317,800	352,400	397,700	430,400	
	48	269,000	318,600	353,000	398,400	430,700	
	49	269,400	319,400	353,600	399,200	430,900	
	50	270,100	320,300	354,200	400,000	431,200	
	51	270,600	321,100	354,700	400,800	431,400	
	52	271,100	322,000	355,300	401,500	431,700	

	53	271,500	322,900	355,900	402,300	431,900
	54	272,000	323,800	356,500	403,000	432,200
	55	272,400	324,800	357,000	403,700	432,500
	56	272,800	325,700	357,500	404,400	432,800
	57	273,300	326,600	357,900	404,700	433,000
	58	273,700	327,500	358,100	405,300	433,300
	59	274,100	328,400	358,500	405,900	433,600
	60	274,500	329,300	359,000	406,600	433,800
	61	274,900	330,200	359,300	407,000	434,000
	62	275,300	331,100	359,700	407,700	434,400
	63	275,600	332,000	360,100	408,400	434,700
	64	275,900	332,800	360,500	409,000	434,900
	65	276,300	333,500	361,000	409,400	435,100
	66	276,700	334,400	361,500	409,900	435,400
	67	277,000	335,300	361,900	410,500	435,700
	68	277,300	336,100	362,400	411,000	435,900
	69	277,700	336,700	362,600	411,400	436,100
	70	278,000	337,200	363,100	411,900	436,400
	71	278,300	337,700	363,500	412,400	436,700
	72	278,800	338,200	363,900	413,000	436,900
	73	279,200	338,600	364,200	413,500	437,100
	74	279,500	339,200	364,600	413,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	75	279,900	339,700	365,200	414,200	
	76	280,200	340,200	365,600	414,500	
	77	280,500	340,500	365,800	414,700	
	78	280,900	340,800	366,100	414,900	
	79	281,300	341,200	366,500	415,200	
	80	281,600	341,500	366,900	415,500	
	81	281,800	341,800	367,200	415,700	
	82	282,100	342,100	367,500	416,000	
	83	282,500	342,300	367,900	416,300	
	84	282,800	342,600	368,300	416,500	
	85	283,100	343,000	368,600	416,700	
	86	283,400	343,500	369,000		
	87	283,800	343,800	369,500		
	88	284,100	344,000	369,700		
	89	284,400	344,500	370,000		
	90	284,700	344,900			
	91	285,000	345,100			
	92	285,300	345,400			
	93	285,600	345,800			
	94	286,000	346,200			
	95	286,400	346,500			
	96	286,700	346,800			
	97	286,900	347,000			
	98	287,400	347,300			
	99	287,700	347,600			
	100	288,000	348,000			
	101	288,300	348,400			
	102	288,600	348,600			
	103	288,900	348,900			
	104	289,200	349,300			
	105	289,400	349,700			
	106	289,600	350,000			
	107	289,900	350,300			
	108	290,200	350,600			
	109	290,500	350,900			
	110	290,800	351,300			
	111	291,100	351,600			
	112	291,300	351,800			

	113	291,700	352,100				
	114	291,900	352,400				
	115	292,200	352,600				
	116	292,600	352,900				
	117	292,900	353,100				
	118	293,200					
	119	293,500					
	120	293,800					
	121	294,000					
	122	294,200					
	123	294,600					
	124	294,900					
	125	295,100					
	126	295,400					
	127	295,700					
	128	296,200					
	129	296,400					
	130	296,800					
	131	297,200					
	132	297,500					
	133	297,700					
	134	298,000					
	135	298,400					
	136	298,700					
	137	298,900					
	138	299,200					
	139	299,500					
	140	299,800					
	141	300,000					
	142	300,300					
	143	300,500					
	144	300,700					
	145	301,100					
	146	301,300					
	147	301,600					
	148	301,900					
	149	302,200					
	150	302,400					
	151	302,700					
	152	302,900					
	153	303,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,200	260,800	276,000	311,600	339,800	383,700

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下「児童福祉施設等」という。）に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	753,000
2	812,000
3	872,000
4	955,000
5	1,029,000
6	1,103,000
7	1,180,000
8	1,253,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 (1) 愛知県医療療育総合センターの総長
 (2) 愛知県局設置条例（平成31年愛知県条例第7号）第1条
 に規定する局の長その他の職にある職員で人事委員会
 規則で定めるもの

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	438,000
2	502,000
3	569,000
4	657,000
5	763,000
6	871,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	366,000
2	404,000
3	434,000

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	414,000
2	465,000
3	520,000
4	587,000
5	670,000
6	783,000
7	914,000